



鳥取県公報

令和 7 年 10 月 28 日 (火)
第 9 7 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（2 件）（616・617）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の終了（618）（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令（619）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知 （2 件）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	落札者の決定（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第616号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取港湾事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年10月3日から令和8年2月20日まで
- 3 作業地域 岩美郡岩美町大字浦富

鳥取県告示第617号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年10月14日から同年11月28日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域（境港市及び西伯郡日吉津村を除く。）

鳥取県告示第618号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 日野郡日野町上菅
- 3 終了年月日 令和7年9月22日

鳥取県告示第619号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月28日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 区域及び期間
 - （1） 区域
米子市、境港市並びに西伯郡大山町及び日吉津村の各一部（別紙のとおりとする。）
 - （2） 期間
令和7年11月17日から令和8年3月13日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、西部総合事務所農林局並びに関係市町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）山根貞蔵の所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和7年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定予定について

2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和7年9月24日付鳥取県告示第562号）の内容
（告示の内容）

(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市立見字屋敷243、244

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）無限責任石原負債整理組合の所在が不明なので、同法

第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和7年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示(令和7年9月24日付鳥取県告示第563号)の内容
(告示の内容)
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町津地字滝ノ谷ノ上エ1057の1
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 日野町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県・市町共同統合型GISシステム調達業務 一式
- 2 契 約 方 式 総合評価一般競争入札
- 3 落 札 日 令和7年9月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社パスコ・株式会社Geolonia 共同企業体
島根県松江市朝日町498-6
- 5 落 札 金 額 238,260,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 令和7年7月25日
- 7 落 札 方 式 総合評価落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220